

国民生活審議会
第7回消費者政策部会
議 事 録

内閣府国民生活局消費者企画課

国民生活審議会第7回消費者政策部会

議 事 次 第

日 時 平成16年12月22日(水) 14:00～16:00
場 所 中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室

1. 開 会
2. 消費者団体訴訟制度の骨格について
3. 消費者基本計画の素案について
4. 公益通報者保護法の対象法律について
5. 閉 会

配 布 資 料

資料1：消費者団体訴訟制度の骨格について

資料2：消費者団体訴訟制度の骨格について・参考資料

資料3：消費者基本計画の素案について（概要）

資料4：消費者基本計画（素案）

資料5：公益通報者保護法の施行準備について

資料6：政令で定める公益通報者保護法の対象法律（案）

（参考）：「架空請求・不当請求に関する消費者トラブルへの対応策」に係るフォローアップ
について

第 19 次国民生活審議会消費者政策部会委員

(敬称略、50 音順)

部会長	落 合 誠 一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	石戸谷 豊	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会前委員長
	大河内 美 保	主婦連合会常任委員
	大 村 敦 志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	大 村 多 聞	三菱商事株式会社理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	島 田 京 子	日産自動車株式会社グローバル広報・ IR 部コミュニティリレーションズ担当部長
	高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	高 橋 宏 志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	田 村 次 朗	慶応義塾大学法学部教授
	津 武 欣 也	毎日新聞社編集委員
	鶴 田 俊 正	専修大学名誉教授
	長 田 三 紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	糠 谷 真 平	独立行政法人国民生活センター理事長
	原 早 苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、青森大学経営学部非常勤講師
	樋 口 公 啓	東京海上日動火災保険株式会社相談役
	古 川 芳 久	東京都生活文化局消費生活部長
	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
	三 木 浩 一	慶応義塾大学法学部教授
	御 船 美智子	お茶の水女子大学生活科学部教授
	山 本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	渡 邊 和 夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長

以上 22 名

第19次国民生活審議会第7回消費者政策部会出席者

(敬称略、50音順)

部会長	落合 誠一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	石戸谷 豊	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会前委員長
	大河内 美保	主婦連合会常任委員
	大村 多聞	三菱商事株式会社理事
	品川 尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	島田 京子	日産自動車株式会社グローバル広報・ IR部コミュニティリレーションズ担当部長
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	高橋 宏志	東京大学大学院法学政治学研究科長
	鶴田 俊正	専修大学名誉教授
	長田 三紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	糠谷 真平	独立行政法人国民生活センター理事長
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、青森大学経営学部非常勤講師
	古川 芳久	東京都生活文化局消費生活部長
	松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	渡邊 和夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長

以上16名

事務局 田口国民生活局長、山田審議官、中村審議官、後藤総務課長、白川企画課長、吉井企画官、服部消費者企画課長、勝見消費者調整課長、柳原国際室長、丸山課長補佐、大高課長補佐、松下課長補佐

落合部会長 それでは、ただいまから第7回消費者政策部会を開催したいと存じます。
お忙しい中、御出席いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、早速、議事に入ることにいたしますが、本日は3つ議題がございます。第1は、「消費者団体訴訟制度の骨格について」、それから、第2が「消費者基本計画の素案について」、第3といたしまして、「公益通報者保護法の対象法律について」ということで、非常に盛りだくさんのテーマでありますけれども、予定された時間内に充実した議論を行いたいと思いますので、御協力のほどをお願いいたします。

まず、最初の議題「消費者団体訴訟制度の骨格」ということですが、これは検討委員会の山本委員長から御報告をお願いいたします。

山本委員長 消費者団体訴訟制度検討委員会におきましては、前回、第6回消費者政策部会で審議経過を御報告いたしました後、制度の骨格について審議を行ってまいりました。先般12月13日に開催されました第9回検討委員会におきまして、お手元に配布されております「消費者団体訴訟制度の骨格について」という資料を取りまとめました。その内容につきまして、簡単に御説明させていただきます。

お手元には資料1としまして骨格の本文を、また、資料2としまして骨格の参考資料集を配布しております。資料1について御説明申し上げます。

本報告は、これまでの消費者団体訴訟制度検討委員会における審議を踏まえ、制度の骨格につき取りまとめたものでございます。

資料1を1枚めくっていただきますと目次が示されておまして、第1「消費者団体訴訟制度の必要性」と、第2「消費者団体訴訟制度構築の方向性」の2つの部分に分かれております。内容を簡単に御説明します。

まず、1ページ、「はじめに」でございますが、検討委員会が設置された経緯・経過について簡単に触れております。

2ページ以降、消費者団体訴訟制度の必要性のパートですが、「1.消費者被害の未然防止・拡大防止の必要性」について述べております。消費者契約に関連した被害については、一般に同種の被害が多数の者に及ぶという特徴を有しております。このため、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ることが重要であり、事業者による不当な行為を何らかの方法で抑止することが必要であると述べております。このような事業者による不当な行為を抑止する担い手としまして、3ページで消費者団体の重要性を指摘しております。

同じく3ページの「3.消費者団体に差止請求権を認める必要性」についてですが、消費者団体の中には、事業者に対して不当な行為の改善を求める活動などを自主的に行って

いる団体もあるということ。しかしながら、その実効性において限界があると指摘されていること。これらを踏まえると、現行制度は事業者の不当な行為を抑止していく上で十分とは言えず、一定の消費者団体に消費者全体の利益を擁護するため、事業者の不当な行為に対して差止めを求める権利を認める必要があること。以上を指摘しております。

4 ページにまいりまして、消費者被害の損害賠償についてでございます。検討委員会においては、消費者団体が個々の被害者に代わって損害賠償を請求するといった制度の導入が必要であるとの意見も出されました。しかしながら、消費者被害の特徴である少額多数被害を救済するための手法につきましては、消費者団体が損害賠償等を請求する制度以外にも様々なものが想定され、また、具体的な施策が講じられつつあります。したがって、消費者団体訴訟制度における損害賠償請求の導入につきましては、こうした手法の展開を十分注視して、その上で必要性も含めて慎重に検討されるべきであるとしております。

5 ページ以下におきまして、制度の方向性としまして個々の論点について整理しております。

まず、「1. 基本的考え方」としまして、本制度には差止請求権の主体とそれによって保護される利益の帰属先が異なるという大きな特徴があります。このため、制度の導入に当たっては、事業者のどのような行為を差止めの対象とすべきか、請求権を行使する主体としてふさわしい消費者団体はどのようなものか、訴訟手続において特段の措置を講ずる必要があるかといった点について、十分検討を行う必要があるとしております。

6 ページ、「2. 差止めの対象とすべき事業者の行為」でございます。基本的な考え方としまして、本制度の対象となります実体法については、消費者契約全般に広く適用される一般的民事ルールであります消費者契約法を基本とする考え方を示してございます。この消費者契約法は、不当な契約条項に関する規律及び事業者の不当な勧誘行為に関する規律によって構成されております。

事業者が不当な内容の契約条項を使用している場合には、消費者被害が広く拡大しやすいことから、本制度における差止めの対象とすべき事業者の行為としまして、不当な契約条項の使用を挙げております。

また、事業者によって一定の不当な勧誘行為が反復継続して行われているなどの場合にも、消費者被害が拡大しやすいことから、差止めの対象とすべき旨、指摘しております。

7 ページ、「3. 適格消費者団体の要件の在り方」についてでございます。本制度が消費者全体の利益を擁護するため、一定の消費者団体に差止請求権を認める制度であることを踏まえ、適格消費者団体の要件につきましては、そこに挙げております3つの点、

具体的には、第1に、消費者全体の利益を代表して差止請求権を行使できるか。第2に、差止請求権を行使し得る基盤を有しているか。第3に、不当な目的で訴えを提起するおそれはないか。以上の3つの観点を基本として設定すべきであるとしております。

具体的な要件につきましては、8ページ以下で記述しております。

の団体の目的につきましては、定款等において消費者利益の擁護が掲げられていること、また、営利を目的とする団体は除外すべきことを指摘しております。

の活動実績としましては、団体の主たる活動がこの目的に沿って相当期間、継続的に行われている必要があるとしております。

団体の規模につきましては、この要件を、消費者利益代表性を示すものとしてとらえるべきであるという意見と、訴権行使基盤としてとらえるべきであるとの意見が出されましたので、それを踏まえた記述をしてございます。

9ページの でございますが、消費者全体の利益を擁護するという趣旨から、事業者等からの独立性を要件とすることが必要であるとしております。具体的な事業者性の範囲や独立性につきましては、年明け以降の検討事項と考えております。

の法人格につきましては、本制度では法人格を有していることが必要であるとしております。

次のページ、 としまして、制度が消費者の利益のために実効的かつ適切に運用されるためには、団体が差止請求権を的確に行使するための人的基盤、財政基盤、適切な組織運営体制を具備していることが必要であるとしております。

また、 としまして、暴力団等の反社会的存在からの独立性を要件とすべきとしております。

同じ 11 ページ、適合性判断の在り方についてでございますが、消費者団体が適格要件を満たしているかどうかの判断について、あらかじめ行政が判断する方法、また、裁判所が個別の訴訟ごとに判断する方法が考えられます。訴訟前交渉の促進や不適切な団体による不当要求の防止の観点から、あらかじめ行政が消費者団体の適格要件への適合性を公正かつ透明な手続のもとに判断すべきであると、このように記述しております。

12 ページにまいりまして、事後的担保措置といたしまして、適格性を認められた団体に対して、その適格性が事後的にも担保されるよう、一定の措置を取る必要があるとしております。

続きまして、「4. 訴訟手続の在り方」でございます。本制度は民事訴訟の枠組みを利用するものであることから、訴訟手続について原則として民事訴訟法の規定に従うべきであ

るとしております。一方、本制度の特色を踏まえ、手続ルールの明確化や濫訴の防止を図ることなどによって、制度を有効・適切に運用するという観点から、訴訟手続に関して特段の措置を講じる必要があるかどうかについて、以下のような点について検討が必要としております。

具体的には、13 ページにまいりまして、適格消費者団体相互の関係につきまして、既判力の範囲や同時複数提訴の可否等について、民事訴訟法の基本原則との整合性を踏まえつつ、紛争の蒸し返しや複数の消費者団体による同時提訴によって、事業者に過剰な負担が生じる懸念があるとの指摘も考慮し、適格消費者団体の要件の在り方等を踏まえた検討が必要であるとしております。

14 ページ、差止判決の実効性確保に関しまして、消費者が個別訴訟の中で差止判決を援用することができる、いわゆる援用制度について記述しております。これは、民事訴訟法の一般原則に対する例外を定めるものと考えられるため、その必要性については導入した場合の効果等も踏まえて慎重に検討する必要があるとしております。

また、15 ページ、判決の周知・公表につきまして、消費者全体の利益の擁護を目指すという制度の趣旨にかんがみますと、差止判決の内容等を消費者に広く周知させることが重要であり、効果的な情報提供の方法が求められるとしております。

同じく 15 ページ、制度運営の円滑化につきまして、事業者との事前交渉としまして、適格消費者団体と事業者との間の事前交渉を充実させることについて、両者の負担を軽減するとともに、早期解決につながると考えられるが、これを法的な義務として義務付けることは適切ではないというふうに記述しております。

16 ページ、管轄裁判所につきまして、被告である事業者の所在地を管轄する裁判所を基本としつつ、更に検討が必要としております。

訴額の算定につきましては、非財産権上の訴えとみなして取り扱うことが適当としております。

17 ページ、「5 . 制度の実効性を高めるための方策」について記述してございます。

適格消費者団体は、十分な情報収集力、人材、財政基盤等を備えるため、まずは自主的な取組みを行う必要があるということを(1)で述べております。

続いて、環境整備としまして、適格消費者団体が差止請求権をより行使しやすくするため、行政においてはどのような方策を講ずることが可能であり、適切であるか検討する必要があると指摘しております。

今般、制度の骨格といたしまして、以上のような取りまとめをいたしました。しかしな

がら、前回の消費者政策部会でも申し上げましたように、具体的な制度設計ということを考えますと、なお、詰めなければならない論点が残っております。

19 ページにおきましては「おわりに」といたしまして、例えば、具体的にどのような行為を差止め対象とするのか、適格消費者団体の要件について、具体的な判断基準の在り方はどうあるべきか、訴訟手続について、適格消費者団体の判断基準を踏まえた上で、どのように考慮すべきかといった事項について、十分に議論する必要があると述べております。

検討委員会では、前回の当部会での決定に従いまして、年明け以降も引き続き審議を継続し、来年6月を目途に最終報告を取りまとめることとし、当部会に御報告申し上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

落合部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの山本委員長の御報告につきまして、御質問・御意見等がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。どうぞ。

大河内委員 主婦連合会の大河内です。

検討委員会の中におりましたので、その時にも申し上げていたんですけれども、今日は他の委員もいらっしゃるのので、一言申し上げたいと思います。

せっかく「消費者団体訴訟制度」という名前ですのに、日本の消費者団体のほとんどが法人格を持っていないという現実を踏まえて、法人格を必須条件としたことについて、私は大変残念に思っております。そのことだけを申し上げたいと思いましたが失礼しました。

落合部会長 石戸谷委員、どうぞ。

石戸谷委員 この件につきましては、私の方は前回の部会の際に意見を書面でまとめて出したわけですが、あれは次期通常国会で早期取りまとめのためにということで、そのために出したという趣旨でありますので、前提条件を書きましたので改めて意見を述べる必要があるというふうに思います。時間の関係がありますので、2点だけ申し上げます。

まず、損害賠償の関係なんですけれども、今回の検討については2ページにもありますが、21世紀型で市場メカニズムを活用するという観点に基づいて検討の必要性というのが出てきているわけですし、そうしますと、損害賠償について慎重な書き方をされているわけですが、公正な取引ルールを守っている業者と、不正な取引をして、それによって利得を得た業者が同じテーブルでやっていて、その利得を吐き出さないということで、市場メカニズムというのは正常に機能しないわけなので、では、慎重だということで

あると、どういう制度が望ましいのかということに関連の制度を含めて、クラスアクションないし利益吐き出しについては、とりわけ慎重な書き方をされていますけれども、どういう形で応えるのかということをしきんと、やはり関連制度を含めて検討して出す必要があると思います。ただ、慎重にまとめればいいというものではないというふうに思います。

それから、事業者等からの独立性のところですが、これは適格要件のところですが、事業というものを非常に幅広くとらえているところが問題でありまして、営利企業からの独立性というのは当然必要だと思いますが、活動資金の確保のためのものも全部事業と定義した上で、範囲をどうするかというような議論をしていますけれども、一方で、後ろの方にいきますと、まず実効性確保のための財政基盤を含めて自主的な取り組みが必要だということになっていて、では、具体的にどういうふうなことで自主的に財源を確保してやるのかということが全く見えなくなってしまうので、このところは営利企業からの独立性というのは当然必要だと思いますけれども、日本だけではなくて諸外国の消費者団体でも、出版活動などで非常に豊富な資金源を生み出して活動しているところというのはたくさんあるわけでありまして、そういうようなものも事業というふうにとらえることには反対です。

以上、2点だけ申し上げておきます。

落合部会長 ほかに。では、原委員どうぞ。

原委員 何点かなんですけれども、ページに沿ってお話をした方がわかりやすいかと思しますので、説明したいと思います。

4ページに損害賠償請求についてのくだりがあるのですが、私は前回、第9回の検討委員会は傍聴に入っておりましたので、大体の論点というのは議論も聞いておりました承知しているのですが、4ページの損害賠償請求についての一番最後に「慎重に検討されるべきである」というふうに書かれていて、そして、注書きで4というのが入っていて、ここについては利益の吐き出し請求等について「そのような考え方は、我が国において一般的ではなく、慎重な検討が必要」というふうに重ねて書かれているわけなんですけれども、今日、松本先生がお見えですが、国民生活センターでも今年の3月に、松本先生などを中心に消費者取引分野の違法行為による利益の吐き出し法制に関する研究がまとめ上げられたところで、私としてはやはりこれからの検討だというふうに考えておりますので、「一般的ではなく」というような文言ではなくて、それから「慎重に」ということではなくて、「新たに」とか「改めて」とか「これから検討を尽くしてみるべきである」というような前向きな表現に改めていただきたいと思います。

それから、9ページは、法人格を必要とするということが断定的に読み取れるような文章になっておりますけれども、今、大河内委員が発言されたとおりのことを私も感じておりまして、今、既存の大方の消費者団体は、団体訴権を担うということを意識してつくられたものではないので、当然、法人格を持っていないというところが大半になります。ただ、そうしましても、例えば主婦連にしても、日本消費者連盟にしても、消費者全体の利益を代表して行動しようというようなことで、訴訟もこれまでの歴史の中では手掛けられているところでもありますし、やはりそういったところが落ちてしまうというような規定では、大河内さんは残念というふうにおっしゃったんですけれども、検討をもう一度し直していただけないかと。過渡期的な措置というようなことも考えられるのではないかと思いますので、尽くしていただきたいと思います。

それから、11ページから12ページに掛けてが、適格要件への適合性判断の在り方ということが書かれているのですが、これは多分検討されると思いますけれども、適合性判断の在り方の最初の4行目のところで、裁判所が判断をするということについて書かれていて、前者は否定をするというような書きぶりになっているのですけれども、例えば、賃貸借の契約の場合とか、それから、介護サービスの場面で、そういった介護とか福祉を担っていらっしゃるNPO団体があるわけですけれども、そういったところが、これは消費者問題であるということで、約款の差止めをやりたい場合に、私はやはりバイパスがある方がいいのではないかと考えているのですが、そういったことについても検討を尽くしていただきたいと。

それから、12ページの一番上の行に、行政があらかじめ適格要件の適合性を判断するというふうに書かれているのですが、行政がやるのが一番妥当なのかどうかということも、第三者機関がやることも考えられるので、ここは断定的に書かれてはいますが、もう一度検討をしていただきたいと思います。

それから17ページに、制度の実効性を高めるための方策で、環境整備の方向性が書かれているのですが、ここはとても重要なことだというふうに思っておりますので、私としては、検討委員会での検討と併せて消費者基本計画の中にも盛り込んで、体制整備を図っていくということをお願いしたいと思っております。

書き方が、実際に差止請求権を使うところに意識してこの文章は書かれてはいますが、差止請求ができた場合の、例えば行政がやるべきことだとか、事業者が努力すべきこととか、まだいろいろ周辺で整理すべき課題というのがあるように思いますので、その検討も十分尽くしていただきたいと思っております。

あとは、スケジュールについて、どのようなスケジュール感でお臨みになるのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

落合部会長 御意見と御質問の部分が合ったかと思えますけれども、最後の部分は御質問ですか。

原委員 スケジュールについては質問です。それから、一番最初の「慎重に」というところは、私としては文章をもう一度検討していただけないかということでございます。あとは、検討会で再度、検討していただきたいという課題ということでお願いしたいと思います。

落合部会長 では、御質問の部分については事務局の方で。

服部消費者企画課長 年明け以降も検討委員会におきまして御審議をしていただきたいと考えております。今回の国民生活審議会の任期は7月ということでございますので、その前、6月頃を目途に最終報告を取りまとめでいただきたいというふうに考えております。消費者政策部会に報告していただきまして、その報告書を踏まえて私どもの方で法制化作業を進めていきたいと思っております。平成18年の通常国会への法案提出というものを目指して、作業を進めていきたいというふうに考えております。

落合部会長 高橋委員、どうぞ。

高橋(伸)委員 今のスケジュールに関連して質問させていただきます。私は、検討委員会の委員でございますが、委員会は制度の骨格作りにかかなりの時間を割いたと思っております。今後、この骨格にどう肉付けしていくのか。でも、ゴールが6月末というふうに決まっております。そして、団体訴権を導入することに関しては、その必要性和迅速性に関しては総理の国会答弁もあるわけですから、とにかくどんどんやっていくということだと思っております。期間を延長したなりの成果を出したいと思っております。これは多分、ここに御出席の委員の皆様も共通の思いだと思います。今、検討委員会に関して2月2回、3月1回というスケジュールが出されておりますけれども、今日のまとめでは19ページのところに3点大きな検討課題が書かれておりますが、今後どのように時間配分して、どこでどういう議論をしていくのかに関しても、できれば部会の場で決めて、そして、検討委員会の方に下ろす形をとっていただきたいと思っております。3回までしか予定が示されていませんけれども、4、5、6月という、また、まとめの文章作成作業にたくさんの時間が使われそうです。できましたら、落合部会長に部会としてどのように考えるのかという御意見を伺えたらありがたいです。よろしく申し上げます。

落合部会長 つまり具体的な問題を詰める作業というのは本部会で行うのではなくて、まさに本部会が委員会に、基本的なところはここで御議論いただきますけれども、その基本を実現していく具体的な部分につきましては、やはり専門家を中心とした委員会で検討していくと。そして、その委員会が6月目途というのはもう決まっているわけですが、しかし、具体的にどのようなやり方でこれを進めていったらいいだろうかということについては、委員会の委員でないと、なかなか情報がないわけなんです。したがって、実際に委員長としてやっておられる山本委員長のお考え等も併せて、部会が委任している委員会が6月という目標に目指して、いい内容の報告ができるように、そういう観点から見るとどうスケジュールにするかということの点については、私自身としては、現在はこの中間報告と位置付けられるべき部会報告を今議論している段階で、部会長としてこういうスケジュールでやった方がいいのではないかという具体的な案は、そういう関係で持ち合わせていないわけですが、今、高橋委員が言われたようなこと等も踏まえて、それから山本委員長とも御相談しつつ、具体的なスケジュールについて部会で、今後もほかの委員からも色々な御意見が出されるでしょうから、それらも踏まえて、部会が委任をした委員会が適切な報告をまとめてくださることを可能にするスケジュールでやるということは今後考えていきたいと思えます。

松本委員、どうぞ。

松本委員 原委員から言及がありましたので、少し損害賠償のところについて発言させていただきたいと思えます。

団体訴訟の導入としてまず差止めからというのは、それで特に反対はないんですが、とりわけ少額多数被害について、特に被害が発生する前であれば差止めということで実効的に防止ができる。しかし、既に少額多数被害が発生してしまっている、事業者が不当な利益を得ているという状況下において被害救済、そして、不当に得た利益をそのままにしておいていいのかというのは、将来の抑止力という点で非常に大きな問題があると思えます。個々の被害者は少額だから仕方がないね、今後気をつけようということで終わって、それはそれでいいかもしれないんですが、結局、事業者側のやり得を許すことになる。

そこで、特定の個人なり団体が、全体の消費者に代わって不当な利益を吐き出させる訴訟を行うというシステムが必要だということになります。行政機関がそれをやるものとして公正取引委員会の課徴金制度、それから、今度、証券取引法に入りました金融庁が行う課徴金制度が非常に限定的なエリアであるわけですが、そういう行政の行為を民間機関が公益的な観点から行うということは、今後、もっと増やしていくべきだというのが現在の

日本社会のトレンドかと思えます。

そこで、次に問題になるのは、日本の損害賠償法の伝統的な考え方でありますところの被害者でない者が損害賠償を取得するのはけしからん、あるいは被害者であっても実際に生じた損害額以上の賠償金を取るのはけしからんという実損害主義であります。ここは民法の伝統的なところなので、なかなか克服するのは難しいわけです。そこで、訴訟を起こす主体と賠償金が入る財布を分けるというのを、国民生活センターの報告書では提案しております。消費者基金という一種の基金を別途立てて、損害賠償金は当該原告である団体の自由になるものではないということにして、その基金に入ってきた損害賠償金を消費者全体の公益的な活動に使うという形で、言わば国が行っていることの代行のようなものを消費者団体が行うというのが考えられるのではないかという提案をしております。

この報告書の中でも、差止訴訟においても実際の訴訟提起前に事業者と話し合っ解決するのが一番いいんだということが書いてあるわけで、そこで、では、適格消費者団体と事業者との間で一旦合意が成り立って、こういう勧誘はしません、こういう不当な表示はしませんというような約定ができたのに、それを破ったという場合、事業者がそれに違反をしたという場合に、消費者団体として不作為債務の履行請求の訴訟を起こすことになるわけですが、一種の強制執行の仕方として、恐らく間接強制ということになるのだと思うんです。すなわち、それをやめない限り一日幾らお金を払いなさいという形で、経済的な圧力を掛けてやめさせるということに強制執行としてはなるわけで、そうすると、その一日違反して一日幾らというお金は、今の民法あるいは民事執行法の構造上でも、原告である消費者団体のもとに入っていくわけなので、損害賠償とは少し違うとはいっても、損害も受けていないのにお金が入るという点は共通なところがあります。そうすると、その部分についても消費者団体が自分のお金にしてしまえるというのは、やはりおかしいのではないかという考えが当然出てくると思うので、そういう間接強制として取り立てるお金も含めて、一種の基金的なものを考えるということは十分あり得るのではないかと思いますので、今後御検討いただきたいと思えます。

以上です。

落合部会長 ほかに御意見ございますか。

長田委員 今回の損害賠償の件につきましては、是非これから今後6月までの間のところで、慎重に検討するということところが、もう少し表現が変わるということをお願いしているということを申し上げたいと思えます。

それから、法人格の問題なんですけれども、法人格に関しましては、適格要件の適合性

判断というのが第三者機関なり行政なりで、もし行われるのであれば、そこで法人格と同等の要件を持っている団体というものを判断するということが考えられないのかどうか。大河内委員からも出ましたし、原委員からも出ましたけれども、現状に合わないから法人格は入れないでほしいと申し上げている、皆さんそれだけではなくて、やはり日本の団体の在り方みたいなものから言っても、ただ法人格で判断するという、ただNPOの法人格を持っていればそれでいいのかというようなこともあると思いますので、何かそういう考え方を、この骨格の段階ではこういう表現になっていますが、もう一度検討していただくことができないのかどうか、意見として申し上げておきたいと思います。

落合部会長 鶴田委員、どうぞ。

鶴田委員 ありがとうございます。今まで御発言のあったものと異質の観点から発言させていただきたいと思います。

私は現在この数年間、社団法人の消費者関連専門家会議の会長を務めておりまして、ここでは企業の方々が数百社加盟されて、積極的に消費者対策のための勉強会なり活動をしている機関でございます。その会長を務めている観点から意見を申し上げたいと思います。

一言で申し上げますと、大前提は団体訴訟制度を作ることに對しては大賛成だということでございますが、やや表現が一般的過ぎるのではないかと思うわけです。例えば、消費者契約に係るトラブルが増加していると書かれてあります。確かに、国民生活センターでもそういう統計がとられておりますけれども、ただ中身を見ると、かなり特殊なトラブルだろうと思うんです。例えば、ネガティブ・オプションとかマルチ商法とかキャッチセールスとか、そういうようなトラブルが多いのではないかという気がするわけです。それを消費者契約に係るトラブルが増加していると、何か一般的にそういうトラブルが増加しているように思うんですが、どうもそれは今の日本社会を観察すると、やや特殊な領域に限定すべきだというふうに私自身が感じているのが1つであります。

これと関係するんですけれども、消費者契約法の「契約」という概念ですが、この契約について言えば、文書契約もあり、諾成契約もあると思うんですけれども、日本の場合ですと諾成契約がごくごく一般的にやれるとして、企業はその諾成契約に基づいていろいろ取引をしていると思うんです。したがって、この契約という概念も、範囲がすごく広がっているのではないかという気がするんですね。

そういう意味では、先ほどのトラブルに関わることに関係してくるわけですが、もう少し限定的なとらえ方ができないのかなという気がしているわけです。特に、最近の企業の活動を見ていますと、例えば法令遵守体制についてきっちり企業の中で対応するとか、特

に、トップ直属でそういう機関をつくるとか、あるいは消費者対応につきましても、トップ直属の消費者対策室をつくるとか、そういう意味で非常に対消費者、対社会に対して企業が積極的に対応すること、そのことが企業の成長を保障しているのだと思います。したがって、そういう企業まで巻き込んでいくような制度であっては困るわけです。

特に、私は消費者団体の活動は尊敬申し上げますけれども、往々にして企業性悪説に立ってものを考える癖のある方々が少なからずいらっしゃるわけです。私は、ほかの審議会でも体験いたしましたけれども、最初に反対ありきという形で対応されているケースもしばしば体験済みです。そういう意味で企業性悪説に立つと、むしろ濫訴ということがすごく私は気になってくるんです。やはり、全うな活動をしている企業を巻き込んではいけないわけでありますから、したがって、事業者の行為は非常に狭く設定すべきだし、私は消費者団体の要件については厳しく設定すべきだと思います。

法人格について色々御意見がありますけれども、私は法人格を持つのは絶対条件だと思います。というのは、この資料にもございますが、後で行政の方が精査して、そして、その活動が必ずしも正当な活動でない場合には云々という文言がありますけれども、その場合はやはり法人格を持っていなかったら行政はコミットできないだろうと思います。そういう意味では、NPOは比較的取りやすくなっておりますから、少なくともそのくらいの法人格を持って対応していただきたいという気がいたします。

それから、もう一つ、適用除外というのは絶対、消費者契約法によって適用除外を設けずになっているわけですから、全てのことが対象にならざるを得ないと思いますけれども、先ほど申し上げました法令遵守体制がきちりしている企業とか、あるいは消費者対策をきちりやっている企業とか、そういう企業をどこかで認定して、そして、そういう企業の人たちが余りこういうものに巻き込まれないような、そんなような仕組みを考えることができないのかなという印象を持っております。

以上です。

落合部会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

大村(多)委員 損害賠償の問題について一言述べさせていただきますと、先ほど行政の代わりに課徴金的なものを必ずしも損害の補てんという意味ではなくて取り上げるということ、これを消費者団体と民間が肩代わりしていくというのは世の中の流れというか、共通の理解が得られつつあると、このような御発言がありましたけれども、私は全くそう思っておりません。あくまでも課徴金というのは行政、国家権力の背景を持って、きちんと説明責任もある方が法律の根拠を持ってデュープロセスでやるというのが日本流でござい

まして、それを軽々に民間がやるというような考え方というのは、まだそんなに認知されていないのではないかという認識でございます。

それから、損害賠償ということを団体が権利を持つというのは、必ずそこに消費者個人個人の損害の回復ということではなくて、個人個人の損害にひもつかない形で不当利得の回収とかその他の形の議論が必ずセットになっているわけでございますけれども、被害者の損害をきちんと立証して、これを回復するんだという日本の裁判制度でございますが、これはそう軽々にこの根幹のところについて覆すべきではないというのも、また私の認識でございます。

というのは、それを超えて損害賠償という議論をした瞬間に、1つは制裁的な考え方が入ってこざるを得ません。制裁ということになると、私人が制裁する、ペナルティを科すという発想です。これは、アメリカのように個人個人の私人が銃を持つ社会で、自分の庭に入ってきたら撃ち殺してもいいんだという社会から発想が出ているわけですが、日本の4つの島の中で何千年も私人の間で私刑はしないということで、日本の文化とか、それから、法制度も100年単位ででき上がってございますので、この辺のところは飛躍したような考え方をとるということについては、日本の社会の変質までにもなるという、大変本質的な問題かと受け止めていますので、この辺のことについて、そう軽々にある団体が言及したから日本のそういう考え方は一般的だとか、そういうのはちょっと拙速ではないかと思っています。

以上です。

落合部会長 松本委員、どうぞ。

松本委員 若干、誤解を与えたようなので誤解を解きたいというか、訂正したいと思うんですけども、国民生活センターが言ったからどうこうという意味ではなくて、私が言いたいのは、公共性を国が独占するあるいは行政機関が独占するという時代では、もはやなくなっているのではないかという大きな流れの中で、たまたまその一コマとして課徴金的なものについて、行政機関のみがそれを取れるということにこだわる必要はないのではないかとありまして、民法学という私人の間の権利義務関係を扱っている非常に古典的な学問分野ですら、公共性の議論というのが入ってきておるわけでありまして、民間であるから公共性を担えないということでは、もはやないのではないかと。ただ、それが公共性であるからにはそれを担う団体に透明性があるとか、色々な要件をクリアしていなければならないというのはおっしゃるとおりであって、密室の中で行われるというのは、けしからんことだろうと思います。

では、従来の行政が行うことがオープンで透明だったかという、そうではないという批判が十分あるわけでありまして、どちらの手続で行うにしても、十分批判に耐え得るような公開の場で行われる必要があるだろうと。損害賠償請求についても裁判という公開の場で行われるわけですから、行政機関と企業が内々の交渉で終わってしまう場よりは、場合によってはオープンになるかもしれないというところがあるかと思しますので、民間が行うからだめだという考えは、必ずしも現在とはとらなくてもいいのではないかということでもあります。

それから、懲罰賠償についてアメリカ的な自衛行動、ピストルを撃ち放すのを許すのと同じような発想だという御指摘でしたが、そういう見方もあり得ると思うんですが、もう少し視点を変えれば、日本の損害賠償法の伝統は、先ほど言いましたように、被害者が被害額以上の賠償を取ることは絶対に許さないという被害者の部分を見た議論だったと思うんですね。それがアメリカの議論は、むしろ加害者が得をしているのはけしからんという方向を向いた議論であって、どちらに視点を置くかという違いではないかなというのが、私が先ほど言いたかった点でありまして、勿論、その背景にはアメリカ的な文化というのがあるのだということは言えると思います。発想の転換ということでもあります。

落合部会長 原委員、どうぞ。

原委員 私もそのように思っておりまして、規制緩和、規制改革路線というのをとってきて、もう 20 年になります。その中での市場ルールの整備というところで、消費者とか消費者団体の果たす役割ということが、非常に今注目をされているということになるのではないかとということで、発想の転換だというふうに思いますし、それから、濫訴の話がこの間の検討委員会も出ておりましたけれども、製造物責任法制定の議論のときも濫訴の懸念というのは、落合部会長も御一緒でしたが、かなり産業界側の委員からは出ておりましたけれども、現実としては濫訴にはなっていないです。

訴訟を起こすということは、やはり消費者団体にとっても非常にリスクが大きいことで、私としては懸念なさるほどの濫訴ということは、ないというふうに思っております。

落合部会長 ほかに御発言がない委員の方あるいは特に御発言ございますか。

そういたしますと、まだこの点は更に議論すべき論点が多いかと思えますけれども、当部会としては検討委員会に委ねて、その委員会において骨格、今日御報告いただいたような内容のものがまとめられたということでもあります。したがって、この報告書そのものにつきましては、部会としても尊重して了承するというにしたいと思えます。

そして、本日いただいた色々な報告に関しても、あるいは別の観点からの御議論、意見

もありました。そこで、それらを十分踏まえて、今後この委員会に検討をお願いして、来年の6月目途に具体的などころまでも明らかにした形での御報告の作成をお願いするというようなことで部会としては対応する。そして、6月目途の報告を基に部会としてもその報告を検討した上で、態度を決めるといような形で今後進めたいと思います。

山本委員長の方から何かございますか。

山本委員長 委員の皆様から、大変貴重な御意見を、また、当部会にふさわしい大きな意見をいただきまして、ありがとうございました。今日の議論で私が改めて感ずることは、例えば損害賠償の問題を議論すると、こういう論議になるわけです。あと6月までしかない中で、差止めについてもたくさん問題があるわけです。また、今日は新しい問題が提起されました。それは間接強制の場合のもらったお金はどこに行くかという問題です。これは実は余りそこまで立ち入ると、また大変な議論になるのですが、今日、図らずもそういう問題が出されました。ですから、差止めだけでもものすごく大変な問題があるわけですので、私は損害賠償の問題は色々な議論が、これは検討委員会におきましても戦わせておりますし、また本日も出されました色々な御意見があるということはわかっておりますが、やはり検討委員会の取りまとめという観点からいきますと、今日この骨格にまとめられた内容はここで御了承いただいて、その肉付けをこれからさせていただきたい、そういう形での御了承をいただきたいというふうに思うわけです。

更に、色々な御意見を全て取り込んで、この検討委員会の議論をオープンにするということになりますと、この検討の取りまとめ自体が非常に困難になるというふうに思っておりますので、この制度を円滑に立ち上げるという観点から御了承いただければ大変ありがたいというふうに思っております。

落合部会長 今の委員長が言われた御懸念につきましては、たった今、御了承いただいたということですので、それを前提にいたしまして、またこれから色々な議論がたくさん出てくる中で、我が国にとってふさわしい、いい制度ができるような方向でのとりまとめをよろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「消費者基本計画の素案について」ということですが、これにつきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

服部消費者企画課長 お手元の資料4に基づきまして、御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、目次のところでございます。項目は4つございます。まず、策定の趣旨でございますが、消費者基本法に基づく計画であるということ。それから、平成17年度から5年間を対象とした計画であるということ盛り込んでおります。

それから、2番目のところでございます。メリハリのついた計画にという御指摘に留意いたしまして、今回の基本計画が何を指すのか、その際の重点課題は何かということを中心に述べております。

それから、3番目のところでございます。本計画は、アクションプラン型を目指しております。具体的施策について、誰がいつまでにどのようなことを実施するのかということを中心に明記しております。

それから、4点目、計画の実効性確保でございます。毎年、検証・評価・監視を実施すること。その際に、国民生活審議会に参画していただくということを中心に記述しております。

1ページおめくりいただきまして、別紙でございます。これは、消費者基本法で規定されております基本的施策に沿いまして、具体的施策を掲載しているものでございます。

なお、今般の素案でございますが、基本的方向、重点課題の設定を含めまして、私どもの方で案を作成し、関係省庁と協議し、了解を得たものを本日御提示させていただいております。

1ページ目以降、ポイントをかいつまんだ形で御説明させていただきたいと思っております。

1について、消費者基本法において、政府は、消費者基本計画を定めなければならないとされているということ。今般、消費者利益の擁護・増進に関する重要課題に政府全体として計画的・一体的に取り組むに当たっての基本的方針、こういう位置付けの下、5か年を対象とした計画を定めるものであるということでございます。

消費者政策の基本的方向について、3つ掲げております。

(1)「消費者の安全・安心の確保」。消費者の安全・安心の確保は最も基本的な施策であるという認識の下、重点的課題としまして3つ、消費者の身の回りからの危険な商品の排除、安全・安心づくりへの消費者の参加。2ページ目でございますが、消費者による食の安全・安心情報の入手というものを挙げております。

(2)「消費者の自立のための基盤整備」でございます。取引ルールの整備や消費者団体の活動等により、消費者の自立を総合的に支援するという。また、消費者が生涯を通じて消費者教育を受けられる機会の充実を図るということを挙げております。

重点課題といたしましては、消費者取引の多様化に対応したルールの整備。消費者団体訴訟制度の導入。消費者教育を受けられる機会の充実でございます。

(3)「緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応」でございます。新たな手口、形態といったものの迅速な把握に努めるとともに、悪質事業者の監視・取締り、広報・啓発

活動等をはじめ、政府一体となって機動的・集中的に施策を講ずるということでございます。

課題として2つございます。1点目は、消費者からの苦情相談を活用したトラブルの未然防止・拡大防止、2点目は、昨今のトラブル、緊要な消費者トラブルへの対応ということを挙げております。

次に、4ページ目以降でございます。先ほど申し上げました基本的方向と主な課題を踏まえた重点については、以下のとおりでございます。

まず、(1)「リコール制度の強化・拡充」でございます。自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策の徹底。安全性に疑義のあるメーカーについての集中的な監査の実施。事業者から行政へ製品の危害・危険情報を報告させる仕組みの検討。社告等による製品の回収措置に関する情報を的確に消費者に伝える仕組みの構築。ポータルサイトの在り方、わかりやすく効果的な社告等の在り方についての検討を挙げております。

次に6ページ目でございます。(2)「リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進」ということで、消費者の関心を踏まえた実施、消費者の関心が高い案件についての積極的な情報提供等、また、消費者の視点による評価・検証を踏まえた手法・技術の向上、最新の事例の調査、人材の育成等を挙げております。

それから、7ページ目でございます。(3)「食の安全・安心分野におけるトレーサビリティシステムの普及推進」でございます。

1点目は、最先端の技術の活用によるシステムの構築でございます。消費者が簡単に入手できる安全・安心情報の充実を盛り込んでおります。また、電子タグに関連しました研究開発や、生産情報公表のJAS規格の対象品目の拡大も挙げております。

それから、8ページ目、牛肉トレーサビリティ法の確実な実施ということで、個体識別番号の表示に係る検査等を挙げております。

さらに9ページ目、(4)「分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり」でございます。情報提供義務や勧誘の在り方等についての幅広い検討、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則等についての幅広い検討でございます。

以下、景品表示法の厳正な運用、金融分野における投資サービス法制の検討。10ページ、信用分野における消費者信用全体からみた幅広い検討、ITを利用した取引における利用者保護ルールの検討を挙げております。

11ページ目、(5)「消費者団体訴訟制度の導入」でございます。一定の消費者団体が、消費者全体の利益を擁護するため、事業者の不当な行為に対して差止めを求める訴えを提

起することを認める制度の導入に向けて検討する等を挙げております。

12 ページ目でございます。これは前回、御説明させていただいた際には「消費生活センターと学校教育の連携等を通じた消費者教育の推進」という形で挙げさせていただいておりましたが、御議論いただく中で、もう少し学校教育、特に文部科学省との連携というのはどういうふうになっているのか、そこのところをしっかりと明確にしてほしいという御指摘をいただきまして、ここの部分につきまして「学校や社会教育施設における消費者教育の推進」ということで、構えを大きくしております。その中で、私どもと文部科学省とで連携して何ができるかという観点から緊密に協議を行いまして、以下の点を挙げております。

1 点目は、内閣府・文部科学省間の連携の強化ということでございまして、地方公共団体との意見交換、消費者教育に関する先進事例の奨励というものも含めまして、更に密な連携というものを進めていく、その仕組みを考えていきたいということでございます。

それから、消費生活センターと教育委員会との連携強化ということでございまして、連絡協議会を設置するよう都道府県等に対し要請したいと考えております。

それから、担い手に関してでございます。「出前講座」実施の専門家育成ということでございますが、専門家の育成プログラムというものを策定していくということでございます。

それから、消費者教育の基盤整備について、教材を含めまして、実践事例、消費者教育専門家に関する情報といったものを一覧できるような仕組みを構築していきたいと考えております。

それから、14 ページ、(7)「消費者からの苦情相談の活用」でございます。国民生活センターと関係行政機関との連携の強化、それから、国民生活センターの中核的機能の強化、消費生活センターと関係機関等との連携の在り方の検討、国際的な問題に関しまして、「eConsumer.gov 日本語サイト」の整備を挙げております。

それから、16 ページでございます。(8)「緊要な消費者トラブルへの対応」ということで、架空請求・不当請求の排除、外国為替証拠金取引の適正化を挙げております。

最後に、4「計画の実効性確保」でございます。

(1)「消費者基本計画の検証・評価・監視」として、会議は、毎年、計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況につき、検証・評価・監視を行い、その結果を公表するとともに、結果に基づき、計画の必要な見直しを行うとしております。その際には、国民生活審議会の意見を聴く、としております。

また、消費者、事業者への広報・啓発に加えまして、地方公共団体、事業者団体及び消

費者団体との連携を挙げております。

加えまして、(4)「新たな消費者問題への機動的な対応」としております。

それから、18 ページ目以降でございます。今、申し上げました消費者政策の重点的に対応する施策をはじめ、今後5年間に重点的に講ずべき具体的施策というものを一覧にしたものでございます。安全の確保のところは重複しておりますので、特に説明していないところを中心に項目を挙げさせていただきたいと思っております。

24 ページでございます。ここでは計量・規格の適正化につきましての施策を挙げております。

25 ページでございます。広告その他の表示の適正化についての施策であります。

それから、26 ページ、公正かつ自由な競争の促進等、また、27 ページは必要な情報の提供でございます。

それから、30 ページでございます。消費者の意見の反映に関する施策でございます。

それから、33 ページ、特に下の部分、高度情報通信社会への進展への対応に関しまして、情報提供・消費者教育の充実を挙げております。

34 ページ、国際的な連携の確保ということで、輸入品の安全性の確保等々について書いております。

35 ページ、環境の保全への配慮でございます。

38 ページでございます。試験・検査等の施設の整備等を として挙げております。

それから、同じく といたしまして、消費者団体の活動の促進についてでございます。

は、公益通報者保護制度の整備でございます。

今後の予定でございますが、これにつきましては、お手元の資料3の最後のページで書かせていただいております。本日の会議の後、パブリック・コメントの実施に当たりたいと考えております。また、パブリック・コメントを経て、3月に消費者政策部会での御審議、その後、消費者政策会議、閣議決定という段取りを考えております。

また、この素案を作成する過程におきまして、各地でのブロック会議におきまして、地方公共団体の方々、また、地方の消費者団体の方々からご意見をいただいたり、東京と大阪でこの計画について考えていただくということで、落合部会長にも御参加いただきましてフォーラムを開催させていただきました。特にフォーラムでの指摘では、今、述べさせていただきました、計画の組立てに関するることにつきまして、明確にいつ、どのようにというアクションプラン型にすべきであるということや、検証・評価・監視の重要性、特に国民生活審議会の参画についての御意見が多々ございました。

それから、従来私ども「戦略的課題」という言い方をしておりましたが、表現が分かりづらいと、消費者にとってイメージがわからないということで、むしろ中期的な方向を示すものであることを明確にしたらどうかという御指摘をいただきまして、今回それに倣いまして表現を改めさせていただいております。

それから、国の推進体制、特に内閣府のリーダーシップや、霞ヶ関全体の消費者行政体制を懸念する声を多々いただいております。この点につきましては、今回の作業に当りましても、可能な限りリーダーシップを取り、各省からも協力いただいているというふうに認識しておりますが、やはり実績を積み重ねていくことが大切ではないかと考えております。

本日はお手元に、参考ということで、架空請求・不当請求に関する消費者トラブルの対応策のフォローアップを配布させていただいております。これは9月30日に消費者政策会議で決定されました対応策というものをフォローアップしているものでございまして、今後も引き続きフォローアップしたいと思っております。また、国民生活センターの方から消費者トラブルの推移ということで、貴重なデータや、新たな手口というものがどういうものなのかということをお教えいただいております。3ページ目以降の、従来の対策のフォローアップとともに、最後のページでございまして、新たな手口への対応、また、この審議会でも御指摘いただいたわけですが、児童生徒への啓発ということで、今回新たに文部科学省にも加わっていただきまして、こういった方々への広報啓発というものが重点的に行っていくこととしております。こうしたことを積み上げていくということで、実績づくりを図っていきたいと思っております。また、計画というものを実効的なものにしていきたいと考えております。

それから、もう一つ大きな御指摘がございましたのは、地方の消費者行政機能が低下しているのではないかとということです。今回、私どもの方はあくまで国の計画ということでございますけれども、消費生活センターについても書かせていただいておりますので、この計画というものを1つのステップとしまして、地方公共団体の方々と意見交換を、また連携できることについては具体的に動かしていくということに当たっていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

落合部会長 そうしますと、消費者基本計画の案を作っていくという過程で、これからパブリック・コメントを行うという前提になります、この消費者基本計画の素案につきまして、御意見あるいは御質問を自由にお願ひしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

石戸谷委員、どうぞ。

石戸谷委員 この件につきましては、私は前々回、書面で意見を述べていますけれども、さきの臨時国会で架空請求・不当請求、為替証拠金等既の実現した部分がありますので、その実現した部分については、その範囲で既に出した意見は撤回で結構だと思います。

それで、今回の原案なんですけれども、分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくりというところで、不招請勧誘、適合性等を盛り込んで、この消費者信用を全体から見た幅広い検討、IT等を盛り込んだという点については評価したいと思います。

しかし、せっかく盛り込んでいるわけですから、消費者信用全体から見た幅広い検討というところが、平成17年度以降継続的に検討ということで、言わばどの年度でどうするということが全くないので、せっかくの計画ですので、これは是非、具体的目標を盛り込んでいただきたいと。

それと、情報提供義務や勧誘の在り方等についてという、これは消費者契約法に限らず全般を言っているわけですが、消費者契約法の見直しのことも当然含んでいるかと思えますけれども、そうすると、平成19年というのはもうちょっと早くしていただきたいという点でございます。

それから、消費者団体訴訟制度について、関連で独禁法、景品表示法について団体訴権の導入について検討するというところで、これはいいんですけれども、消費者トラブルの7割近い比率で特商法絡みの分野があると思いますので、そこが抜けていると非常に問題だということで、これは経済産業省の方に強く独禁法と並んで導入すべきだと、検討を開始すべきだということを要請したいと思います。

それから、個人情報、とりわけ金融・信用、情報絡みについて全く言及がないので、これは何らかの形で盛り込んでいただきたいと。

以上です。

落合部会長 ただいまの関係で、消費者契約法の見直し、それから、特定商取引法の関係での経産省の対応という事柄につきまして御意見だったわけですが、御質問の趣旨もあるかと思えますので、その辺り事務局の方でありましたら、お願いいたします。

服部消費者企画課長 まず、第1点目、消費者契約法の見直しについてのスケジュールに関連した御質問と認識しておりますが、今期の消費者政策部会におきまして、現在、消費者団体訴訟制度と消費者基本計画に関する審議に取り組んでいただいているところでございます。まずは、これらの課題に関して成案を得るということを優先させていただきたいと考えております。

一方、消費者契約法につきましては、法制定時の衆参附帯決議によりまして、必要があれば5年を目途に本法の見直しを含め、所要の措置を講ずることとされており、そろそろその時期が近づいております。

これらの状況を踏まえまして、次期国生審におきまして、消費者契約法の見直しに着手する方向で今後検討してまいりたいと考えております。

それから、もう一点、特商法の話でございます。特商法の中での消費者団体訴訟制度の取扱いの問題につきましては、経済産業省においてまず御検討いただくべき問題でございますが、現段階では計画のこの素案に盛り込む状況には至っていないと承知しております。私ども内閣府としましては、今般取りまとめられました制度の骨格について意見交換を深めていくなどにより、連携を十分に図っていきたいと考えております。

落合部会長 ほかに御意見ございますでしょうか。鶴田委員、どうぞ。

鶴田委員 ありがとうございます。全体を鳥瞰して、私は経済学を専攻しているものですから、やや違和感があるのは、例えば、目次の別紙、具体的施策のところ、(2)の で「公正かつ自由競争の促進等」と書いてあります。こういう位置付けではないと私は思うんですね。むしろ、今次基本計画を目指す消費者政策の基本的方向の第1番目に、公正かつ自由な競争環境の整備というのが来るべきではないかと。つまり、公正かつ自由な競争環境が整備されることによって消費生活が保障されるわけですし、また、消費者の自立というものが促されるわけですから、まず、真っ先に公正かつ自由な競争環境の整備というのをうたい上げる必要がある。つまり、現在の日本の経済は市場経済体制ですから、マーケットメカニズムがうまく働くような方向に施策が展開しなければいけないわけです。そこがまず第1点です。

それから、第2点目は、今の点と関係があるのですが、消費者教育、消費者教育と随分書いてあるのですがけれども、最大の消費者教育はマーケットの中で消費者が学習することです。あるいは失敗して、失敗を繰り返しながら消費者として自立していくわけですね。そういう意味におきまして、学校教育等々で消費者教育するとか、あるいは国民生活センター等々で消費者教育をする、これも勿論必要かもしれませんが、最大の消費者教育はマーケットの中で学習していくことだと思います。このことをきっちり認識して、この基本計画をお作りになった方がいいと私は思います。

以上です。

落合部会長 ほかの委員の方で、御意見ございますでしょうか。

原委員 全体的な構図の話になってしまうのですが、もともと消費者基本計画を

策定しようというのは、21世紀の消費者政策の検討の中で、消費者基本法というのが制定されて、この中で今後、21世紀の消費者政策を進めていくために必要ということで策定されたというふうに思うのです。そうすると、5年という計画年次があるので、5年後に市場で消費者はどういうふうな形になっていなければいけないとか、消費者団体が果たす役割はどうだとか、それから、消費者の自立支援のためには、こういうことがなされていなければいけないという、何か5年後の政策目標というのがあって、それに到達するための色々な政策というのが、2年とか3年ごとに検討されていくということがあると思うんですね。それが、今回具体的に盛り込まれている点だと思います。そして、それを1年ごとに検証していく仕組みが作られていくというのがポイントだと思います。

そうすると、1ページのところなんですけれども、消費者基本計画策定の趣旨と、それから、基本的方向というのが書かれているわけなんですけど、大変申し訳ないんですけども、上3行で消費者基本法が制定されたというふうになっていて、その次の4行で「定めなければならないとされている」というふうに書かれて、それでこの作業を進めたとなっているのですが、私としてはやはりここはもっと肉付けを図るべきだと思っていて、なぜ消費者基本計画を策定するのか、どういう位置付けにあるのかということと、それから、内閣府、消費者政策会議、国民生活審議会が主導権を持ってやっていくという構図が、やはり描かれていないといけないのではないかというふうに感じます。

それから、実効性確保のところは後ろにくっついているのですけれども、やはり実効性確保というところも検証の在り方というのは一番最初に入ってくると考えますので、3月の策定の段階までには、文章で入ることを要望したいと思います。

政策目標があって、その次の政策課題なんですけど、今回かなり網羅的に入れてくださっているのですが、2つのことを感じておりまして、1つは、各省が入ってきたのはかなり具体的になったと思うのですけれども、もう少し責任体制の明確化という点から考えると各課まで、例えば『ハンドブック消費者』だと、何々省何々課まで担当が書かれていますけれども、せめて担当課、だから、具体的年次と具体的内容と責任の所在をはっきりさせるための担当の課まで書いていただきたいと思います。

それから、今、特商法の話が出ましたけれども、冒頭に内閣府が主導権を持ってやっていくということが書かれるのであれば、やはり特商法で団体訴訟の検討ですとか、そういうことの検討を進めてほしいというのは、やはり国民生活審議会が言わなければいけないと思うんですね。経済産業省に検討してほしいというふうに投げ掛けるといような仕組みをやはりとっていただきたいと思っています。それは政策課題のところだと思います。

それから、最後の検証のところなんですけれども、検証するためには、私も独立行政法人の評価委員というのをやっているのですが、具体的でないと評価ができないですね。あえて全部を数値化する必要はありませんけれども、数値化も具体化の一つだという位置付けになると思いますが、できるだけ具体的な施策が書かれているということになっていないと、評価も大変しづらいと思いますので、それはちょっと全体的な構図というのでしょうか、それを一番最初のところに示していただきたいと思います。

それから、内容については幾つか意見がありますので、またパブリック・コメントで出させていただきますと思いますが、パブリック・コメントで出した意見をこれまで2月、3月という時期がありますので、これは再度また各省庁と折衝というのでしょうか、検討していただけるのかどうかということと、それから、パブリック・コメントで寄せられた意見を全部見せていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

落合部会長 今の原委員の終わりの2点につきまして、事務局からお願いします。

服部消費者企画課長 パブリック・コメントをいただきまして、それを踏まえて各省と折衝するということは当たり前だと思っております。

それから、全部見られるようにということでございますが、その方向で考えたいと思います。

落合部会長 折衝するのは当たり前ですけれども、いい方向を目指して折衝していただくということで、それも当たり前の中に入っていますね。

服部消費者企画課長 はい。いい御意見をいただきたいと、いいパブリック・コメントをいただきたいということです。

落合部会長 ほかに御意見ありますか。

品川委員 既に何人かの方が触れていらっしゃるかもしれませんが、団体訴訟制度の導入の件で、現時点では公正取引委員会については、独禁法、景表法というところまで記載ということなんです、この基本計画自体は3月にでき上がるということですので、是非、経産省との関係での協議などもしていただいて、最終的な計画の中には特商法についても記載ができるようにしていただくようお願いしたいというのが1つです。

それから、もう一つは、消費者教育というところに絡んでありますが、ここでかなり学校教育が強調されているということなんですけれども、特に今日的には、各種制度変更がどんどん行われているという状況からしますと、社会教育というか成人教育とか、その部分に対する消費者教育ということがもう少し強調されていいのではないかと。そのことがあって、先ほど御発言のあったようなマーケットでの学習経験で、それを消費者の自立

に結びつけていくという、順序はそういう順序で進むのではないかと思うわけで、成人教育、社会教育ということについてもう少し強調していただけないかということと、そのときに消費者団体における消費者教育だとか、あるいは事業者が行う消費者教育だとか、そういう民間が行う消費者教育を位置付けて促進するということも、12 ページ、13 ページ辺りに明記していただけないかということが1つです。

それから、18 ページ以下の具体的施策のところでは、具体的な施策が幾つも記載されており、是非こういう内容を更に充実していただければと思います。同時に、その表の一番最後 39 ページに、消費者団体の活動促進ということでも記載いただいているわけですが、本文の方にもどこかで記載しておいていただいて、はっきりさせていただけたらいいのではないかと思います。

以上です。

落合部会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

長田委員 まず、この別表の方の 23 ページ、消費者団体訴訟制度の導入のところでございますが、内閣府のところの平成 18 年通常国会に関連法案を提出する、ということだけが書かれているわけですが、積み残しの検討課題があるというふうに認識しております。先ほどから出ております損害賠償のことについて、いずれ翌年とかにこれを書き加えられていくということになるのかもしれませんが、これだけではないのではないかとこのことを申し上げたいと思います。

それから、27 ページ「必要な情報の提供」というところで、すごく具体的施策が消費者の自立支援のための情報提供を行うというふうにさっと書いてあるわけですが、今一番問題になっているのは、欲しい情報が分かりやすく、どう届くかということなので、こういう表ですので、そう詳しく書くことは難しいと思いますけれども、ただ情報提供が行われていけばいいというものではないので、もう少し丁寧な書きぶりをしていただいて、そのところがそれぞれ内閣府が、消費者が求めているわかりやすいものとはどういうものなのかということが提言できるような、何かそういうものも必要なのではないかと考えているということを上申したいと思います。

それから、もう一つ、パブリック・コメントがとられて、それがわかりやすいように私たちのところに見せていただけたということになったところで、3月のところででき上がった形でこの基本計画が、ある程度スケジュール的な問題なんですけれども、例えば、それが3月の初めで、そこでこういうふうにまた自由に意見を申し上げさせていただいて、もう一度折衝の時間があるというようなスケジュールになるのか、もしくは本当にギリギ

りになってしまうのかということで随分違うと思いますので、そこのお考えを聞かせていただきたいと思います。

落合部会長 ただいまの件、事務局の方はいかがですか。

服部消費者企画課長 本日の御意見、それから、パブリック・コメントでいただきました御意見というものを踏まえまして、各省といろいろと折衝・相談といったものをお願いしております。また、タイミングに関して、3月上旬ということになりますと政策会議決定、閣議決定ということで、非常にタイトなスケジュールでございますので、なるべく前広にパブリック・コメント等も含めて早く出していただきたいというお願いでございます。

落合部会長 高橋委員、どうぞ。

高橋（伸）委員 2点申し上げます。1点目は質問、2点目は意見ということになります。

1点目の質問は、アクションプランについてでございます。フォーラムの参加者の意見も反映する形で今回、実施時期が明記されるものが出てきたということは、非常に評価できると思います。ただ、このアクションプランの表記に関してですが、お役所の方にはわかりやすいのかもしれないのですけれども、私を含め一般の者にはなかなかわからない表現があります。例えば「19年度までに」とか「19年までに」「19年中に」と、このように、ちょっと拾っただけでも3つありまして、これは一般の人が見たときに「19年度までに」と言ったときは19年の3月ではなくて、20年の3月なのかと色々考えると思うんですね。「 年までに」という表現も非常にわかりにくくて、例えば「 年末までに」だったらわかるんですけども、表記は、わかりやすさを目指していただきたいと思います。金融ビッグバンのときも「2001年までに」というのが、2001年度中なのか、2001年中に終えなければいけないのかというのが問題になったことがあるんですけども、この辺は明確化していただきたい。そして、丁寧に表現していただきたいと思います。

丁寧にという点から申し上げますと、例えば、素案の9ページの(4)のところ、内閣府の部分がわかりやすいので例に引かせていただきます。「情報提供義務や勧誘の在り方等についての幅広い検討」となっているんですけど、平成19年までに一定の結論を得ると、これがもしかしたら間違っているかもしれませんが、平成19年12月31日までということなのかなと私は勝手に思っておりますけれども、平成19年というのは今から見ますと17年、18年、19年と3年あるわけで、表記としては19年までとすると、多分毎年検証したりするわけですから、細かい計画があるはずですけども、これはいつ、各年度の計画が

出てくるのか、そこの辺りもある程度言及していただきたい。つまり3年の計画の中身です。

同様に、内閣府のところで10ページの「インターネット取引の普及に対応するため」と、これも同じような表記になっているんですが、内閣府自らがわかりやすい表現をすれば各省庁もそういうふうになればいいのだとそろえてくれると期待できますので、その点はお願ひしたいと思います。

余分なことをつけ加えますけれども、例えば、総合規制改革推進会議が何年度中に結論を得るとか、一定の結論を得るみたいな書き方をした場合に、今まで、例えば平成16年度中にとすると平成17年の3月末に1回会議をやって検討したということにしてしまったようなケースが幾つかございました。そして、また継続審議としてしまうのです。それは生産的ではないので、この辺の御配慮をいただきたいと思います。

2点目は意見でございます。緊要な消費者トラブルへの対応として、16ページに幾つか書かれておりますけれども、この中の、法制定に關与していたものですから申し上げます。この外国為替証拠金取引の適正化は、金融庁の課題ですけれども、基本計画の素案が出てきたときにはまだ法制化されていなかったんですが、国会で成立しましたので、ここにあるのは多分適當ではない。この内容は既にバージョンアップしまして、23ページのところに幾つか書いてある中で、2つ目の箱のところに「金融・投資サービスにおける投資家保護」とございますけれども、投資サービス法の検討の中に、この外国為替証拠金取引は移るということになっております。そうすると、その2つ下のところに「適正化を平成17年度に実施する」とあるんですが、わざわざ入れる必要はないと思います。

逆に、今、何が必要なのかと言え、金融庁は金融重点強化プログラムを今月中に発表することになると思うんですけれども、緊急的な対応が必要であろうということで、偽造カード犯罪等の金融犯罪防止がテーマに掲げられる予定なんですね。この偽造カードというのは今、消費者被害がすごく広がっております。カードの情報をスキミングされてしまって、自分の財産が引き出されてしまう被害が発生しているんですが、そのカードの利用を促していたり、ATMを設置している金融機関の方が全くこれに対応しないで、利用者の責任というような約款を出しているケースが今問題になっております。これなどはどんどん広がっていますので、こういう新しいものを緊要な対応の方に入れていただくということで申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

落合部会長 今のバージョンアップというか御指摘があったんですが、その点につきまして。

服部消費者企画課長 後者の外国為替証拠金取引の適正化の話でございますが、ここで私どもが書いていますのは、特に運用面を、制度・法律ができて、それはそれで非常に重要なことなんですけれども、まさにその制度をきちんと運用して、足元の被害を減らしていくということも非常に重要ではないかということで、ここでは厳正な運用というものを書かせていただいているという次第です。

高橋（伸）委員 質問ですが、その厳正な運用というのは、具体的にどういうことを消費者のためにするということになるんですか。

服部消費者企画課長 まさに今回、改正された法律の中身の運用、そのルールでございますとか、監督とか。

高橋（伸）委員 金融庁が監督をするということが、この消費者政策なのだという考え方になりますか。

服部消費者企画課長 改正された法律の内容をきちんと運用していくと。

高橋（伸）委員 申し訳ありません、それは官庁として当たり前のことではないかと私などは思うものですから、あえてここに書くような内容ではないだろうと思います。法制化したら当然、粛々とやるとしますので、できればこの案から抜いて新しい方にバージョンアップしていただきたいと思います。

原委員 よろしいですか。私も金融で高橋委員と御一緒にやったりしているので、やはりこれは緊要な消費者トラブルというふうに書かれていると、金融分野というのは次から次に犯罪というのでしょうか、犯罪もどきのような商法が登場してきていて、そういった現場にいる者からすると、外国為替証拠金取引は一応、金融先物取引法で規制が掛かったので、これは厳正に運用していただきたいというのは当然なわけですね。ですから、緊要であるのであれば、今非常に重要な問題だというふうになってきているものを取り上げていただきたいということなんです。だから、別に否定をしているわけではないんですけれども、緊要であるんだったら、もう少しバージョンアップしたテーマがあるのではないかということで、それは金融分野を見ているのでそういうことを感じるのですけれども、ほかのところでも同じようなことが起きていないかどうかということは、やはりちょっと懸念をしております。また、パブリック・コメントでも意見が出るかと思えます。

田口国民生活局長 御指摘の点は、御趣旨はよくわかるんですが、ここで書いておりますのは、16 ページの頭の4行、柱書きのところでは緊要な消費者問題というのは、その時々で次から次に出てくると。その問題に対して機動的・弾力的に速やかに対応していくことが大事だということを述べておりますが、足元で問題になっているものとして、この架空

請求と外為証拠金取引の問題を例に挙げて述べていると。こういう問題は、これから次々に出てくると予想されるわけで、これらに対して機動的に対応しなければいけないということで、17 ページでこういう基本計画の具体的内容を検証・評価・監視し、また更に(4)にありますように、新しい問題に対しては即座に対応していくということで考えているものでございます。

落合部会長 緊急な消費者トラブルへの対応につきまして、今、色々御意見も出ましたので、消費者基本計画の案を作成する過程の中で、それらも踏まえて考慮していくということをお願いしたいと思います。

服部消費者企画課長 実施時期についての御質問でございますが、「何年までに」というのは、まさにその時期までに何らかのことはするというので、「何年中に」というと、まさに19年においてということ、そこは使い分けをさせていただいております。

それから、中身の詳細ということでございますが、これはまさに今後、評価・監視の過程の中で、検証していこうと考えております。

落合部会長 そういう趣旨で「年」と「年度」というものを使い分けているんだということですが、パブリック・コメントを受ける側の方はそれを直ちに理解できるかわからない可能性もありますので、そういった表現ぶりにつきましても、また、もう少し明確化できるものはするというような点も踏まえつつ考えていくというようなことで、対応をお願いしたいと思います。

ほかに素案につきまして、御意見ございますか。

それでは、今、各委員から出されました色々な御意見等を踏まえて、これからパブリック・コメントをこの素案に基づいて行うということになりますが、パブリック・コメントで出された色々な意見等も踏まえて、消費者基本計画の案というものを作成するに当たって、いい案ができるように是非、事務局の方も頑張ってくださいと思います。

更に3番目の議題というのがありまして、公益通報者保護法の対象法律をどの範囲まで入れるかということにつきます案というものができ上がったということなので、この点につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

白川企画課長 それでは、公益通報者保護法の施行準備、それから、政令につきまして、資料5、資料6に基づいて御説明させていただきます。

公益通報者保護法、今年の6月に国会で成立し、公布されました。資料5にございますように、まず政令の制定、これは平成16年度末までに行いたいと思っております。公益通報者の通報対象となる法律の範囲を定める政令。それから、施行日は2年以内というこ

とになっておりますので、その政令を定めることとなります。

それと併せまして、この政令の制定後に通報処理のガイドライン、民間事業者ですとその内部に内部通報があった場合に、どういうふうに通報処理していくか。あるいは行政機関ですと、職員からの通報があった場合の通報処理のやり方。外部の一般労働者からの通報があった場合の通報処理のやり方といったもののガイドラインを策定しておきたいと思っております。

それから、立法の背景、逐条解説等を内容とする解釈指針の作成。

そして、労働者向けのわかりやすいハンドブックですとか、一般向けのパンフレットの作成といったことを行った上で、平成 17 年度に説明会を開催いたしまして、十分周知を図っていきたいと思います。

それから、実際に通報者が相談する窓口の整備を図っていきたいと思っております。

その上で、法律の施行、平成 18 年度の初めぐらいになるとは思いますけれども、十分な対応ができるようにしたいということでございます。

次の 2 ページ目に具体的な対象法律についての資料がございます。公益通報者保護法の対象法律につきましては、国民の生命、身体、財産、その他の利益の保護にかかわる法律で、法律が掲げる分野の例示や法律の例示を踏まえまして、414 本の法律を選定してございます。これは、公益通報者保護法が様々な企業の不祥事を背景としてできたということもありまして、国民の生命、身体、財産等にかかわる法律を入れようということで、これらのものになったということでございます。

具体的な対象法律の例は下の表にございますように、個人の生命または身体の保護ですと、下線がありますのは既に法律の別表に掲げてあるものですがけれども、刑法、食品衛生法等に加えまして、道路運送車両法ですとか、原子炉の規制法等。

それから、消費者の利益の擁護ですと、証取法等に加えまして、特定商取引に関する法律、割賦販売法等でございます。

それから、環境の保全につきましては、大気汚染防止法等に加えまして、水質汚濁防止法等となっております。

公正な競争の確保につきましては、独禁法、不当景品類及び不当表示防止法等。

それから、その他ということで個人情報保護法、その他に労働基準法ですとか出資法等、こういったものが対象となっております。

これらの法律につきましては、資料 6 の方に 50 音順で実際に選定した法律がすべて出ております。この場ですべて見ていただくのは大変だと思っておりますが、今後、私どもも対象

法律につきまして、パブリック・コメントを1月末まで行いまして、それを踏まえて3月に政令を閣議決定していきたいというふうに思っております。

以上です。

落合部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの対象法律につきましての案の説明がありましたけれども、これにつきまして、御意見・御質問等をお願いしたいと思います。

石戸谷委員、どうぞ。

石戸谷委員 この点については、法律の方で、政令で定めるとなっているんですけども、かつてのように消費者利益云々という枠組みではなくなって、国民の生命、身体、財産、その他の利益の擁護にかかわる法律という幅広い中から政令で定めるという枠組みになったわけでありまして、現に非常に幅広い法律が対象法律案として出ているわけですけども、片方で公職選挙法を初めとする政治絡みの方がごっそり抜けていると。税法関係も入っていないと。労働基準法だとか労働組合法だとか労安法だとか、民間の方の労働関係の法律は入っているけれども、国家公務員法だとか地方公務員法だとか、そういうふうな行政の方の労働関係の法律が抜けているというのは非常にアンバランスだと思うんですよ。一応、公職選挙法であるとか政治資金規正法、その他の件について幅広くというのは、これまでの議論の中で余り異論がなかったのではないかと思います、そういうのは入れるべきであるという異論があるのであれば出していただいて、そうでないのであれば、国民生活審議会の方としては、そういうものを除外するのはおかしいという形を、与党調整のときにきちんと出していただきたいというのが私の考えです。もし、こういう理由で外すべきだというのが積極的にあるのであれば、それを是非お聞かせいただきたいと思えます。

落合部会長 ほかの委員の方々の御意見いかがでしょうか。

原委員 2点あるのですが、1点は、今、石戸谷委員が発言なさったとおりのことを感じておりまして、もともと対象にしたいという法律はもうちょっと幅が広がったと考えておりまして、政党助成法、政治資金規正法、国家公務員法、地方公務員法、国税通則法・徴収法辺り、税法関係の辺りがすっぱり、特に行政、それから、政治分野辺りが落ちているというところが、今回、公益通報者保護というふうにしておりますので、こういうものこそ私は公益だと考えておりますので、是非追加ということをお願いしたいと思います。

それから、改廃の仕組み、法律というのは廃止になったり、新たにできたりするという

ものがありますので、その改廃のときにどういう形でこの中に入れ込んでいくのかということ、それから、法律というのは全部で1,800あって、刑罰規定を持つのが900ぐらいというふうに聞いているんですが、今回入っていない法律がありますけれども、そういうものを入れていくための手だてみたいなものは、例えば消費者基本計画の中に入れていくのか、もうちょっとこれは幅広くなりますから、どういう仕組みで入れていくのかということも併せてお聞きしたいと思います。それが、第1点です。

それから、2点目は今回ガイドライン、それから、解釈指針、ハンドブック、説明会もありますけれども、たくさんの広報活動とか考え方が示されるということになりますが、これはどのようにおやりになるのか。行政が一手に引き受けて、例えば解釈指針などをお作りになるのか、例えば、落合先生とか学者の先生方もお入りになって作られるのかというところが、かなり紛糾した経緯もありますので、私としてはやはり丁寧な作り方が必要だと考えておりますので、どのように作業を進められるのか、お聞きしたいと思います。

落合部会長 ただいま2点御質問がありました、これは事務局からお願いします。

白川企画課長 まず、もう少し幅広かったのではないかと、政治絡みのもの、公務員関係の法律が抜けているのではないかとのお話がありました。今回、公益通報者保護法は、できるだけ早く法律をつくるというような観点もあって、対象範囲が法律で国民の生命、身体、財産等の保護に限られるという条文上そういう形になったということでございます。そういった形になった上で、今回政令を定めるということになりましたので、現段階ではこの政令というのは、あくまでも法律の規定にのっとった政令ということになりますので、今、御質問でありました政治資金規正法ですとか税法の関係といったものは、法律上入れることができないという解釈になります。

今後そういったものを入れる手だてはないのかというお話がありましたけれども、現行法を前提といたしましては、今、御説明しましたように、そういった政治関係といえますか、そういう国家的法益にかかわるものについては入らないと考えられます。

ただ、この法律につきましては、附則の2条で見直し規定がございます。この法律の施行後5年を目途として、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずると、こういう見直し条項がございますので、この施行の状況を踏まえて、その検討を行った際に、この公益通報者保護法の対象法律の範囲も含めて、また検討が行われることになるのではないかと考えております。

それから、2点目の施行準備についての考え方ですけれども、通報処理のガイドライン等につきましては、民間の事業者の皆様方あるいは行政機関の通報処理ガイドラインにつ

いても、通報する労働者の皆様方の関心あるいは労働組合の関心も強いだらうというふう
に思っておりますので、ある程度案ができた段階でパブリック・コメントに付して、国民
の皆様方の幅広い意見を聞きたいと思っております。

ただ、解釈指針につきましては条文の解釈ということで、かなり技術的なものになるだ
らうと思っておりますので、これは私ども行政の方で策定したいと考えております。

それから、説明会につきましては、これはかなり十分にやっつけていかなければいけないと
考えておまして、例えば、これはまだ内部でも完全に固まったわけではございませんけ
れども、都道府県別にくまなく、きちんと全国ベースでやるとか、あるいは対象者ごとに
事業者とか労働者、労働組合とかそれぞれごとにやるとか、様々な工夫をして十分に説明
を行っていききたいと思っております。

以上です。

落合部会長 ほかに御質問・御意見をお願いしたいと思えます。

長田委員、どうぞ。

長田委員 質問なんですが、説明会のところが1つ、まず都道府県単位というふうにお
っしゃいましたけれども、もっと小さいところにまで出前で出て行くというような計画は
ないのか。もうちょっと職場ごとというか、せいぜい組合単位みたいなところで丁寧な説
明が必要な場合もあるのではないかとということが質問です。

もう一つ、その後の通報者の相談窓口の整備、平成 17 年度ということになっています
けれども、具体的にどういう形で整備する御予定なのかを教えてください。

落合部会長 では、その点も事務局の方でお願いします。

白川企画課長 説明会につきましては、私ども行政の能力という関係もあるものではな
ら、基本的には都道府県単位というようなことを考えていますけれども、勿論、御要望が
あれば、私どもの人員の関係もございしますが、その辺は要望を受けて対応を考えていき
たいと思っております。

それから、通報者の相談窓口ですけれども、これは1つには行政機関の方にも当然窓口
があるのだらうと思えます。ただ、それとは別に、やはり民間の窓口というのも重要だろ
うというふうにおまして、例えば、弁護士会ですとか、あるいは労働組合の連合
ですとか、そういったところとも少し情報交換・意見交換をして、相談窓口が整備でき
ないか、その辺りのことを話し合っていきたいと思っております。

落合部会長 ほかに御意見・御質問をお願いしたいと思えます。

品川委員、どうぞ。

品川委員 対象とする法律の件で、法律の目的が国民の生命、身体、財産、その他ということとの関係で、政治関係の法律が入らないという御説明が今あったかと思うんですけども、もう一つ、先ほど御指摘があったような、国家公務員法なり地方公務員法というのは対象外という事情については、どんなことなのかということをお伺いしたいということが1つ。

それから、もう一つは、この後のガイドラインだとか相談窓口の整備の在り方ということについて、色々意見を聞きながらということではわかりましたが、この消費者政策部会なりで検討したり、あるいはするとすればどんな時期の予定か、そこら辺りをもう少し伺いたいと思います。

落合部会長 2点ございましたけれども、事務局お願いいたします。

白川企画課長 国家公務員法、地方公務員法等につきましては、これは国あるいは地方の行政機関の職員の関係だということで、具体的には国家的法益といえますか、そういった方に関係する分野だろうということで除外してございます。

それから、今後の公益通報者保護法のガイドライン等の施行関係について国民生活審議会に何らかの報告等はないのかということでございますけれども、基本的には今日ここでスケジュールをお示しして、こういう形でやるということで御報告させていただいて、その後、事務的にきちんと進めていくということではないかと思っております。ただ、この点につきましては、もし強い御要望があれば、私どもとしては、また報告等を検討したいと思っております。

落合部会長 ほかに御意見・御質問等ございますか。

石戸谷委員 今の点については、これは意見ですけれども、全く説得的でないと思います。国民の生命、身体、財産、その他の利益の擁護と、非常に幅広く書いてあるわけですし、現実に指定されている法律の中でも、刑法の内乱罪みたいなものも含まれているわけですし、それに対して政治絡みの関係が国家的法益だからというんですけれども、これは税法を含めて非常に国民の利益に関係しますよ。同じ労働法で民間の労働法関係は全部入るけれども、行政絡みは全部入らないと、これも全く説得力がないと思います。現実に、法律がそういう仕組みになっているんだというふうにはとても読めないと思います。これは私の意見です。

白川企画課長 若干、補足をさせていただきますと、確かに刑法だけをとってみると国家的法益ですとか、いわゆる社会的法益という部分がございます。ただ、刑法の一番重要な部分は個人の生命、身体、財産の保護という部分が入っているということだと思います。

今回の法律といいますのは、法律単位に指定するという形になっておるものですから、例えば、その法律だけを見ると、個々の条文の中にはそういったほかの法益のものも含まれるということで、一部だけ見ると確かに委員がおっしゃるようなことはあろうかと思いません。ただ、私どもの整理としては、基本的にはそういう個人の生命、身体、財産の保護が含まれている法律をきちんと掲げるというスタンスで法律を選定したということでございます。

石戸谷委員 その他の利益というのはいないんですか。条文に入っていますよね、その他の利益。

白川企画課長 これはあくまでも前の方を受けての例示というふうに考えておりますので、国家的法益は入らないと私どもは考えております。

落合部会長 高橋委員、どうぞ。

高橋（伸）委員 白川さんの方から強い御希望があればということでしたので、意見を述べさせていただきます。やはり立法府とか行政府関係が全く入らないというのは国民に納得がいかないことございまして、政治家や公務員が率先してやるべきであると。非常に難しい制度を導入していくわけですから、それは是非お願いしたいということで、一言述べさせていただきました。

田口国民生活局長 公益通報者保護法の対象につきましては、この制度について当審議会でご議論いただく過程で非常に多くの議論があったわけです。すべての法律を対象にすべきという意見もありましたが、この審議会の結論としては、国民生活に関係する分野について優先的に取り上げて、速やかに制度化を図るべきであるという報告を取りまとめたいただいたわけでございます。それを踏まえてこの法案が立案されたわけございまして、公選法等の国家的法益の問題に関しましては、当審議会としては、まず国民の生命、身体、財産等に直接関係する分野を優先的に制度化をしていこうということで、この法案の立案がなされたわけでございます。現在、政令に委ねられている部分につきましては、法律の枠組みの中で対象法律を定めるということであれば、こういう案が限度であるという点につきまして、是非御理解をいただきたいと思っております。

落合部会長 原委員、どうぞ。

原委員 それで解釈指針をどのように作成なさるのかというのが大変気になったところなんですね。行政だけで書かれるということになれば、今、御発言があったようなことで書かれてしまうのではないかと懸念しておりまして、今日の政策部会に出てきたような意見も併せて紹介をされるような形での解釈指針を策定していただきたいと。

すから、政策部会で前回いろいろな議論が出ておりましたので、そういった検討経過というふうなものも盛り込んだ形で改正に臨めるというふうなものにしておいていただきたいと思えます。

落合部会長 国民生活審議会の議論を経て、それから、国会で議論されてこの法律が成立したと。したがって、国会の審議でどのような範囲を考えていたかというのが、むしろ法律的優先順序から言えば、我々の審議会よりも国会における議論の方が優先するということになるわけなので、したがって、国会における議論が一体何を考えていたのかという部分の理解が非常に重要になるかと思えます。その理解については、今、事務局の方の理解の仕方としては、事務局から説明があったような範囲内が立法者の意思であるという解釈を示しているということになりますので、そういうふうに理解せざるを得ないだろうと。ただ、国会、立法者の意思が一体どこら辺にあるかという辺りについては、見解が分かれば問題だろうと思えますけれども、内閣府としては、そのような理解であるということが部会で示されたということであろうと思えます。

まだ、色々御議論があるかと思えますけれども、この案でパブリック・コメント、これはパブリック・コメントに掛ける対象としてこういうものということですから、これにつきまして、色々お考えがあると思えますので、それぞれのお考えをパブリック・コメントの中での的確に述べて、それらを反映していくということをお願いしたいと思えます。

最後に、事務局から連絡事項がありますが、この点をお願いします。

服部消費者企画課長 次回、消費者政策部会につきましては来年の3月上旬頃、消費者基本計画の案等につきまして御審議をいただく予定としております。詳細につきましては、私どもより追って御連絡を差し上げたいと存じます。

以上でございます。

落合部会長 本日はお忙しい中、活発な御意見・御質問をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日はこれで終わりにしたいと思います。

以上